

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第40項若しくは第41項の届出又は同条第42項の通知を受けた県税事務所の長は、<u>同条第43項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</u></p> <p>(犯則事件の調査及び処分に関する書類の様式)</p> <p>第48条 略</p> <p>(1) <u>質問調書 第101号様式</u></p> <p>(2) <u>検査調書 第102号様式</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>領置調書 第104号様式</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>記録命令付差押許可状請求書 第105号様式の2</u></p> <p>(7) <u>臨検、搜索調書 第106号様式</u></p> <p>(8) <u>差押調書 第107号様式</u></p> <p>(9) <u>記録命令付差押調書 第107号様式の2</u></p> <p>(10) <u>郵便物（信書便物、電信についての書類）差押通知書 第107号様式の3</u></p> <p>(11) <u>通信履歴保全要請書 第107号様式の4</u></p> <p>(12) <u>通信履歴保全要請取消書 第107号様式の5</u></p> <p>(13) <u>通信履歴保全要請期間延長通知書 第107号様式の6</u></p> <p>(14) <u>領置（差押、記録命令付差押）目録 第107号様式の7</u></p> <p>(15) <u>領置（差押、記録命令付差押）目録交付書 第108号様式</u></p> <p>(16)・(17) 略</p>	<p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第38項若しくは第39項の届出又は同条第40項の通知を受けた県税事務所の長は、<u>同条第41項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</u></p> <p>(犯則事件の調査及び処分に関する書類の様式)</p> <p>第48条 県税に係る犯則事件の調査及び処分に関する書類の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>質問てん末書 第101号様式</u></p> <p>(2) <u>検査てん末書 第102号様式</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>領置てん末書 第104号様式</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>臨検搜索てん末書 第106号様式</u></p> <p>(7) <u>差押てん末書 第107号様式</u></p> <p>(8) <u>押収品目録交付書 第108号様式</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>

- (18) 保管通知書 第110号様式の2
(19) 供託通知書 第110号様式の3
(20) 領置（差押、記録命令付差押）物件還付受領証 第110号様式の4
(21) 鑑定物件破壊許可状請求書 第110号様式の5
(22) 搜索証明書 第110号様式の6
(23) 搜索証明書交付受領証 第110号様式の7
(24)～(26) 略
(27) 領置（差押、記録命令付差押）物件引継通知書 第114号様式
(28) 略

様式目次

- 第1号様式～第100号様式の8 略
第101号様式 質問調書
第102号様式 検査調書
第103号様式 略
第104号様式 領置調書
第105号様式 略
第105号様式の2 記録命令付差押許可状請求書
第106号様式 臨検、搜索調書
第107号様式 差押調書
第107号様式の2 記録命令付差押調書
第107号様式の3 郵便物（信書便物、電信についての書類）差押通知書
第107号様式の4 通信履歴保全要請書
第107号様式の5 通信履歴保全要請取消書
第107号様式の6 通信履歴保全要請期間延長通知書
第107号様式の7 領置（差押、記録命令付差押）目録
第108号様式 領置（差押、記録命令付差押）目録交付書
第109号様式・第110号様式 略
第110号様式の2 保管通知書
第110号様式の3 供託通知書
第110号様式の4 領置（差押、記録命令付差押）物件還付受領証
第110号様式の5 鑑定物件破壊許可状請求書
第110号様式の6 搜索証明書
第110号様式の7 搜索証明書交付受領証

- (11)～(13) 略
(14) 差押（領置）物件引継通知書 第114号様式
(15) 略

様式目次

- 第1号様式～第100号様式の8 略
第101号様式 質問てん末書
第102号様式 検査てん末書
第103号様式 略
第104号様式 領置てん末書
第105号様式 略
第106号様式 臨検、搜索てん末書
第107号様式 差押てん末書
第108号様式 押収品目録交付書
第109号様式・第110号様式 略

第111号様式～第113号様式 略

第114号様式 領置(差押、記録命令付差押) 物件引継通知書

第115号様式 略

第3号様式(その1) (第3条、第14条の2関係)

(還付(充当)通知書の表面)

略

(還付(充当)通知書の裏面)

充 当 の 根 拠
<p>表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです。「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。</p> <p>法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第24項、法第53条第37項、法第53条第38項、令第9条の4第1項、令第9条の8の2第2項、令第9条の8の3第1項、令第9条の8の6第1項、令第9条の9の2第1項</p> <p>法人事業税の還付金の充当 法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項</p> <p>不動産取得税の還付金の充当 法第73条の2第9項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項において準用する場合を含む。))又は法第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第10項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>自動車取得税の還付金の充当 法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>軽油引取税の還付金の充当 法第144条の30第2項</p> <p>自動車税の還付金の充当 法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4</p>
<p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者ととなります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

第3号様式(その2) (第3条、第14条の2関係)

(還付(充当)通知書の表面)

略

第111号様式～第113号様式 略

第114号様式 差押(領置) 物件引継通知書

第115号様式 略

第3号様式(その1) (第3条、第14条の2関係)

(還付(充当)通知書の表面)

略

(還付(充当)通知書の裏面)

充 当 の 根 拠
<p>表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです。「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。</p> <p>法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第24項、法第53条第35項、法第53条第36項、令第9条の4第1項、令第9条の8の2第2項、令第9条の8の3第1項、令第9条の8の6第1項、令第9条の9の2第1項</p> <p>法人事業税の還付金の充当 法第72条の24の10第3項、法第72条の24の16第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項</p> <p>不動産取得税の還付金の充当 法第73条の2第8項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項若しくは第5項において準用する場合を含む。))又は法第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>自動車取得税の還付金の充当 法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>軽油引取税の還付金の充当 法第144条の30第2項</p> <p>自動車税の還付金の充当 法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項</p> <p>上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4</p>
<p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者ととなります。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

第3号様式(その2) (第3条、第14条の2関係)

(還付(充当)通知書の表面)

略

(還付(充当)通知書の裏面)

充 当 の 根 拠

表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです(「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。)。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第34項、法第53条第37項、法第53条第38項、令第9条の4第1項、令第9条の8の2第2項、令第9条の8の3第1項、令第9条の8の6第1項、令第9条の9の2第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第9項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第10項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

(還付(充当)通知書の裏面)

充 当 の 根 拠

表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです(「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。)。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第32項、法第53条第35項、法第53条第36項、令第9条の4第1項、令第9条の8の2第2項、令第9条の8の3第1項、令第9条の8の6第1項、令第9条の9の2第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第8項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項若しくは第5項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

第60号様式の2（第20条の2関係）

法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書									
法 番	人 号	法人名	本店又は 主たる事 務所等の 所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
					承認	変更		取消し	取りや め
						変更後	変更前		
				自 至 ： ： ： 以後	月間	月間	月間		
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					

上記のとおり地方税法第53条第43項の規定により通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

市町長 殿

備考 連結法人にあつては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第60号様式の2（第20条の2関係）

法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書									
法 番	人 号	法人名	本店又は 主たる事 務所等の 所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
					承認	変更		取消し	取りや め
						変更後	変更前		
				自 至 ： ： ： 以後	月間	月間	月間		
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					
				自 至 ： ： ： 以後					

上記のとおり地方税法第53条第41項の規定により通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

市町長 殿

備考 連結法人にあつては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第101号様式（その1）（第48条関係）

質 問 調 査

本 籍

住 所

職 業

氏 名

生年月日

年齢

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、 年 月
日 時 分から 時 分まで において、本職の
質問に対し上記犯則嫌疑者は、任意次のとおり答弁した。

問……………

答……………

問……………

答……………

被質問者 氏 名[㊤]

上記即時録取し、閲覧させた（又は読み聞かせた）ところ、誤りのない旨を申し
立て、署名押印（又は指印）した。

同日前記場所において

（勤務所）

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

第101号様式（その1）（第48条関係）

質 問 て ん 末 書

本 籍

住 所

職 業

氏 名

生年月日

年齢

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、 年 月
日において、本職の質問に対し上記犯則嫌疑者は任意次のとおり答弁した。

問……………

答……………

問……………

答……………

被質問者 氏 名[㊤]

上記即時録取し読み聞かせた（又は閲覧させた）ところ誤りのない旨申立て署名
押印（又は指印）した。

同日前記場所において

（勤務所）

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

第101号様式（その2）（第48条関係）

質 問 調 査 書

住 所

職 業

氏 名

生年月日

年齢

上記の者は、_____に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、
年 月 日 時 分から 時 分まで _____ に
おいて、本職の質問に対し任意次のとおり答弁した。

問.....

答.....

問.....

答.....

被質問者 氏 名[㊤]

上記即時録取し、閲覧させた（又は読み聞かせた）ところ、誤りのない旨を申し立て、署名押印（又は指印）した。

同日前記場所において

（勤務所）

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

第101号様式（その2）（第48条関係）

質 問 て ん 末 書

住 所

職 業

氏 名

生年月日

年齢

上記の者は、何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、
年 月 日において、本職の質問に対し任意次のとおり答弁した。

問.....

答.....

問.....

答.....

被質問者 氏 名[㊤]

上記即時録取し読み聞かせた（又は閲覧させた）ところ誤りのない旨申立て署名押印（又は指印）した。

同日前記場所において

（勤務所）

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

第102号様式（第48条関係）

<u>検 査 調 査 書</u>	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 _____ において、次のとおり検査した。 年 月 日	
(勤務所)	
香川県犯則事件調査徴税吏員	
香 川 県 職 員 氏 名 [㊤]	
立会人 住 所	
職 業	
氏 名 [㊤]	
年 月 日生	
検査日時	年 月 日 時から 時 分まで
検査の目的	
検査した物件の品名又は名称及び数量又は個数	
検査のてん末	

第102号様式（第48条関係）

<u>検 査 て ん 末 書</u>	
何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は _____ 年 月 日において、次のとおり検査した。 年 月 日	
(勤務所)	
香川県犯則事件調査徴税吏員	
香 川 県 職 員 氏 名 [㊤]	
立会人 住 所	
職 業	
氏 _____ 名 [㊤]	
年 月 日生	
検査日時	年 月 日 時から 時 分まで
検査の目的	
検査した物件、帳簿及び書類の品名又は名称及び数量又は個数	
検査のてん末	

第103号様式（第48条関係）

任 意 提 出 書

_____に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、次の物件を任意に提出します。用済みの節は、提出者処分意見欄記載のとおり処分してください。

_____年 ____月 ____日

住 所
職 業
氏 名 ⑩

(勤務所)
香川県犯則事件調査徴税吏員
香川県職員 氏 名 殿

記

番号	品名又は名称	数量又は個数	所有者の住所及び氏名	提出者処分意見	備 考

第103号様式（第48条関係）

任 意 提 出 書

次の物件 任意提出します。
_____返してください。

ご用済の節は
_____自由に処分してください。

_____年 ____月 ____日

住 所
氏 _____名 ⑩

(勤務所)
香川県犯則事件調査徴税吏員
香川県職員 氏 名 殿

記

提出物件目録

番 号	品 目	数量又は個数	所有者住所氏名	備 考

第104号様式（第48条関係）

領 置 調 書	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 において、次のとおり が任意に提出した（又は置き去った）物件を領置した。	
年 月 日	
（勤務所）	
香川県犯則事件調査徴税吏員	
香川県職員 氏 名 [㊟]	
任意提出者	
住所	
職業	
氏名 [㊟]	
年 月 日生	
領置日時	年 月 日 時 分
領置の目的	
領置物件	別紙領置目録記載のとおり
領置物件の処置	

備考 領置目録を添付契印すること。

第104号様式（第48条関係）

領 置 て ん 末 書	
何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日において何某が任意に提出した別紙物件を証拠品として領置した。	
年 月 日	
（勤務所）	
香川県犯則事件調査徴税吏員	
香川県職員 氏 名 [㊟]	

備考 押収目録を添付契印すること。

附表

押 収 品 目 録					
番 号	品 目	数量又は 個 数	差 出 人 住 所 名 氏	所 有 者 住 所 名 氏	備 考

第105号様式（第48条関係）

臨検、搜索、差押許可状請求書 年 月 日 裁判所 裁判官 殿 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 名 [㊤]	
下記の犯則嫌疑者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、臨検、 搜索、差押許可状の発付を請求する。	
犯則嫌疑者の住所又は所在地、氏名又は名称、職業及び年齢	年 月 日生（ 歳）
臨検すべき物件又は場所	
搜索すべき身体、物件又は場所	
差し押さえるべき物件	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
地方税法第22条の4第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
日没から日出までの間に行う必要があるときは、その旨及び事由	
罪 名	
犯則事実の要旨	

第105号様式（第48条関係）

臨検、搜索、差押許可状請求書 右記犯則嫌疑者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき臨検、 搜索、差押許可状の発付を請求する。 年 月 日 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 名 [㊤] 裁判所裁判官殿	犯則嫌疑者の住所氏名又は名称及び職業、年齢等	
	差押えるべき物及び臨検、搜索すべき場所	
	7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び事由	
被疑事実の要旨		
日出前、日没後に行う必要があるときはその旨及び事由		
請求の理由	別紙資料のとおり	

備考 請求の理由を証明すべき資料を添付すること。

第105号様式の2 (第48条関係)

記録命令付差押許可状請求書 年 月 日 裁判所 裁判官 殿 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 名 [㊤]	
下記の犯則嫌疑者に対する地方税法(香川県税条例)違反嫌疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。	
犯則嫌疑者の住所又は所在地、氏名又は名称、職業及び年齢	年 月 日生 (歳)
記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ、又は印刷させるべき者	
差し押さえるべき物件	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
日没から日出までの間に行う必要があるときは、その旨及び事由	
罪 名	
犯則事実の要旨	

第106号様式（第48条関係）

<u>臨 検、 捜 索 調 査</u>		
住 所 (所在地)		
氏 名 (名 称)		
上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 において次のとおり臨検、捜索した。 おって本臨検、捜索には次の者を立ち会わせた。 年 月 日		
(勤務所)		
香川県犯則事件調査徴税吏員		
香 川 県 職 員 氏 名 名 [㊤]		
立会人 住 所		
職 業		
氏 名 名 [㊤]		
年 月 日生		
臨検、捜索の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
臨検、捜索をした 身体、物件又は場 所		
臨 検 ・ 捜 索 許 可 状	有	臨検、捜索許可状発付 年 月 日
		臨検、捜索許可状の発付官 裁判所 裁判官
		臨検、捜索許可状を示され た被処分者
	無	令状なく臨検、捜索をした 理由
	被執行者	
臨検、捜索の結果		
捜索証明書被交付者		
特記を要する事項		

- 備考 1 「臨検、捜索をした身体、物件又は場所」欄には臨検、捜索許可状に記載された事項を記載すること。許可状のない場合は、その事実によること。
- 2 臨検、捜索許可状による場合とよらない場合は、その事実に基づいていずれか一方を抹消すること。

第106号様式（第48条関係）

<u>臨 検、 捜 索 て ん 末 書</u>		
何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 時 分から 時 分までの間 において 次のとおり臨検、捜索した。 おって本臨検、捜索には次の者を立ち会わせた。 年 月 日		
(勤務所)		
香川県犯則事件調査徴税吏員		
香 川 県 職 員 氏 名 名 [㊤]		
立会人 住 所		
職 業		
氏 名 名 [㊤]		
年 月 日生		
臨検、捜索の場所 身体又は物		
臨 検 ・ 捜 索 許 可 状	有	臨検、捜索許可状発付 年 月 日
		臨検、捜索許可状の発付官 裁判所 裁判官
		臨検、捜索許可状を示され た被処分者
	無	令状なく臨検、捜索をした 理由
	被執行者	
臨検、捜索の結果		
臨検、捜索証明書被交付者		
特記を要する事項		

- 備考 1 「臨検、捜索の場所、身体又は物」欄には臨検、捜索許可状に記載された事項を記載すること。許可状のない場合はその事実によること。
- 2 臨検、捜索許可状による場合とよらない場合は、その事実に基づいていずれか一方をまっ消すること。

第107号様式（第48条関係）

差 押 調 書		
住 所 (所在地)		
氏 名 (名 称)		
上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 において次のとおり差押えをした。 おって本差押えには次の者を立ち会わせた。 年 月 日 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香 川 県 職 員 氏 名 [㊤] 立 会 人 住 所 職 業 氏 名 [㊤] 年 月 日生		
差 押 え の 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
差 押 え の 場 所		
差 押 許 可 状	有	差 押 許 可 状 発 付 年 月 日
		差 押 許 可 状 の 発 付 官 裁判所 裁判官
		差 押 許 可 状 を 示 さ れ た 被 処 分 者
	無	令 状 な く 差 押 え を し た 理 由 被 執 行 者
差 押 え の 結 果 別紙差押目録記載のとおり		
差 押 目 録 交 付 者		
特記を要する事項		

- 備考 1 「差押えの場所」欄には差押えをした場所を記載すること。
2 差押許可状による場合とよらない場合は、その事実に基づいていずれか一方を抹消すること。
3 「特記を要する事項」欄には、地方税法第22条の4第2項の規定による差押えをした場合又は同法第22条の8の規定による処分をした場合には、その旨その他の特記を要する事項を記載すること。
4 差押目録を添付契印すること。

第107号様式（第48条関係）

差 押 て ん 末 書		
何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 において次のとおり差押えをした。 おって本差押えには次の者を立ち会わせた。 年 月 日 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香 川 県 職 員 氏 名 [㊤] 立 会 人 住 所 職 業 氏 名 [㊤] 年 月 日生		
差 押 の 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
差 押 の 場 所		
差 押 許 可 状	有	差 押 許 可 状 発 付 年 月 日
		差 押 許 可 状 の 発 付 官 裁判所 裁判官
		差 押 許 可 状 を 示 さ れ た 被 処 分 者
	無	令 状 な く 差 押 え を し た 理 由 被 執 行 者
差 押 の 結 果 別紙押収目録記載のとおり		
押 収 品 目 録 交 付 者		
特記を要する事項		

- 備考 1 「差押の場所」欄には差押えをした場所を記載すること。
2 差押許可状による場合とよらない場合は、その事実に基づいていずれか一方をまっ消すること。
3 押収品目録を添付契印すること。

(附表)

押 収 品 目 録					
番 号	品 目	数量又は 個 数	被差押人住所 氏 名	所有者住所 氏 名	備 考

第107号様式の2 (第48条関係)

記録命令付差押調書		
住所(所在地)		
氏名(名称)		
上記の者に対する地方税法(香川県税条例)違反嫌疑事件につき、本職は		
年 月 日	において次のとおり記録命令付差押えをした。	
おって本記録命令付差押えには次の者を立ち会わせた。		
年 月 日	(勤務所)	
	香川県犯則事件調査徴税吏員	
	香川県職員氏 名 [㊤]	
	立会人住所	
	職業	
	氏名 [㊤]	
	年 月 日生	
記録命令付差押えの日	年 月 日 時 分から 時 分まで	
記録命令付差押えの場		
記録命令付差押許可状	記録命令付差押許可状の発付	年 月 日
	記録命令付差押許可状の発付官	裁判所 裁判官
	記録命令付差押許可状を示された被処分者	
記録させ、又は印刷させた電磁的記録		
電磁的記録を記録させ、又は印刷させた者		
記録命令付差押えの結果	別紙記録命令付差押目録記載のとおり	
記録命令付差押目録交付者		
特記を要する事項		

- 備考 1 「記録命令付差押えの場所」欄には記録命令付差押えをした場所を記載すること。
- 2 記録命令付差押目録を添付契印すること。

第107号様式の3 (第48条関係)

郵便物 (信書便物、電信についての書類) 差押通知書	
年 月 日	
様	
(勤務所)	
香川県犯則事件調査徴税吏員	
香川県職員 氏 名 [㊤]	
に対する地方税法 (香川県税条例) 違反嫌疑事件につき、次のとおり郵便物 (信書便物、電信についての書類) を差し押さえました。	
発 信 人 (受 信 人)	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)
差押えの日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
差押えの場所	
差 押 物 件	

第107号様式の4 (第48条関係)

通信履歴保全要請書 年 月 日 様 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 名 [㊤]	
差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるので、次のとおり通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、地方税法第22条の6第1項の規定により求めます。 なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同条第3項の規定により求めます。	
消去しないよう 求める通信履歴の 電磁的記録	
消去しないよう 求める期間	年 月 日まで

備考 本文後段の記載は、必要がないときは抹消すること。

第107号様式の5（第48条関係）

<p>通信履歴保全要請取消書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>（勤務所）</p> <p>香川県犯則事件調査徴税吏員</p> <p>香川県職員 氏 名[㊤]</p> <p>年 月 日付け通信履歴保全要請書により、消去しないよう求めた次の通信履歴の電磁的記録につき、差押え又は記録命令付差押えをする必要がなくなったので、地方税法第22条の6第1項の規定により、当該求めを取り消します。</p>	
<p>消去しないよう 求めた通信履歴の 電磁的記録</p>	

第107号様式の6 (第48条関係)

通信履歴保全要請期間延長通知書 年 月 日 様 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 名 [㊤]	
年 月 日付け通信履歴保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、特に必要があるので、次のとおり地方税法第22条の6第2項の規定により、消去しないよう求める期間を延長します。	
消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録	
消去しないよう求めた期間	
延長する期間	年 月 日まで

第109号様式（第48条関係）

請		書	
_____に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、貴職から			
年	月	日	付け領置（差押、記録命令付差押）目録の交付を受けました。
年	月	日	
		住 所	
		氏 名	Ⓔ
(勤務所)			
香川県犯則事件調査徴税吏員			
香川県職員 氏 名殿			

第109号様式（第48条関係）

請		書	
何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、 <u>ただいま</u> 貴職から			
年	月	日	付押収品目録の交付を受けました。
年	月	日	
		住 所	
		氏 _____ 名	Ⓔ
(勤務所)			
香川県犯則事件調査徴税吏員			
香川県職員 氏 名殿			

第110号様式（第48条関係）

保 管 証				
<p>_____に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関し、 年 月 日 _____において<u>領置（差押え、記録命令付差押え）</u>をされ た次の<u>領置（差押、記録命令付差押）</u>物件は封印のまま確かに保管します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保管者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>（勤務所） 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 _____ 名殿</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
領置（差押、記録命令付差押） 目録番号	品名又は 名 称	数量又は 個 数	封印の方法及び 箇 所 数	備 考

第110号様式（第48条関係）

保 管 証					
<p>何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関する証拠物件として 年 月 日 _____において<u>押収された次の物件</u>は封印のまま確 かに保管します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保管者 住 所 氏 _____ 名㊟</p> <p>（勤務所） 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 _____ 名殿</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
番 号	品名又は 名 称	数量又は 個 数	所有者住所氏名	封印の方法及び 箇 所 数	備 考

第110号様式の2 (第48条関係)

保管通知書

年 月 日

様

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関し、 年
 月 日 において領置（差押え、記録命令付差押え）をした
 次の領置（差押、記録命令付差押）物件は、 年 月 日 に保
 管させましたので、通知します。

記

領置（差押、記録命令付差押）目録番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法及び箇所数	備考

第110号様式の3 (第48条関係)

供 託 通 知 書

年 月 日

様

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、地方税法
 第22条の16第2項の規定により、次の領置（差押）物件を公売に付し、その代金
 （ 円）を 年 月 日 に供託したので、通知します。

記

領置（差押） 目 録 番 号	品名又は名称	数量又は 個 数	領置（差押） 年 月 日	領置（差押） 場 所	備 考

第110号様式の4 (第48条関係)

領置（差押、記録命令付差押）物件還付受領証

に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関し領置（差押え、記録命令付差押え）をされていた次の物件について、還付を受け、確かに受領しました。

年 月 日

住 所

氏 名

㊦

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名殿

記

領置（差押、記録命令付差押）目録番号	品名又は称	数量又は数	領置（差押、記録命令付差押）年月日	領置（差押、記録命令付差押）場所	備 考

第110号様式の5 (第48条関係)

鑑定物件破壊許可状請求書 年 月 日 裁判所 裁判官 殿 (勤務所) 香川県犯則事件調査徴税吏員 香川県職員 氏 名 [㊤]	
下記の犯則嫌疑者に対する地方税法(香川県税条例)違反嫌疑事件につき、鑑定人が鑑定に係る物件を破壊することの許可を請求する。	
犯則嫌疑者の住所又は所在地、氏名又は名称、職業及び年齢	年 月 日生 (歳)
罪 名	
犯則事実の要旨	
破壊すべき物件	
鑑定人の氏名及び職業	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	

第110号様式の6 (第48条関係)

捜 索 証 明 書

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

上記の者に対する地方税法 (香川県税条例) 違反嫌疑事件につき、 年 月
日 において、捜索をした際、証拠物又は没収すべき物件が
なかったことを証明します。

年 月 日

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊤]

様

第110号様式の7 (第48条関係)

捜索証明書交付受領証

に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件につき、貴職から
年 月 日付け捜索証明書の交付を受けました。

年 月 日

住 所

氏 名



(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名殿

第111号様式（第48条関係）

犯 則 事 件 報 告 書

犯則嫌疑人

本 籍

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ、別紙調査書のとおりであるから、一件書類及び証拠物件を次の目録のとおり添付して報告する。

年 月 日

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊟]

香川県県税事務所長 殿

記

一 件 書 類				証 拠 物 件			
番 号	書類名	通 数	作 成 又 は 供 述 者 等	番 号	品名又は名称	数量又は個数	保管の場所及び保管者職氏名

備考 犯則事件調査概況書を添付すること。

(付 表)
略

第111号様式（第48条関係）

犯 則 事 件 報 告 書

犯則嫌疑人

本 籍

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

次の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ、別紙てん末書のとおりであるから、一件書類及び証拠物件を次の目録のとおり添付して報告する。

年 月 日

(勤務所)

香川県犯則事件調査徴税吏員

香川県職員 氏 名[㊟]

香川県県税事務所長 殿

記

一 件 書 類				証 拠 物 件			
番 号	書類名	通 数	作 成 又 は 供 述 者 等	番 号	品名又は名称	数量又は個数	保管の場所及び保管者職氏名

備考 犯則事件調査概況書を添付すること。

(付 表)
略

第112号様式（第48条関係）

<p>通 告 書</p> <p>犯則者</p> <p>本 籍</p> <p><u>住所又は居所</u></p> <p>職 業</p> <p>氏名又は名称</p> <p>生年月日</p>															
<p>地方税法（香川県税条例）違反事件につき、（勤務所）香川県犯則事件調査徴税吏員香川県職員何某の報告に基づいて調査したところによれば何某は 年 月 日何処で何々（犯則事件を詳記する）したものであります。</p> <p>上記の行為は、地方税法（香川県税条例）第 条に違反し同法（同条例）第 条に該当するものでありますから、同法<u>第22条の28</u>の規定により処分しなければなりません。</p> <p>よって、次に掲げる金額を、この通知書の送達を受けた日の<u>翌日から起算して20日</u>以内に香川県県税事務所に納付することを命じます。</p> <p>証拠物件として差押え（領置）してある何々は通告履行の後還付します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>一金</u></td> <td style="width: 15%;"><u>円也</u></td> <td style="width: 70%;"><u>罰金に相当する金額</u></td> </tr> <tr> <td><u>品名</u></td> <td><u>数量</u></td> <td><u>也 没収に該当する物件</u></td> </tr> <tr> <td><u>一金</u></td> <td><u>円也</u></td> <td><u>追徴金に相当する金額</u></td> </tr> <tr> <td><u>二金</u></td> <td><u>円也</u></td> <td><u>書類送達費用</u></td> </tr> <tr> <td><u>一金</u></td> <td><u>円也</u></td> <td><u>差押物件（記録命令付差押物件）運搬及び保管費用</u></td> </tr> </table> <p>なお、期限までに納付しないときは、検察官に告発するから念のため申し添えます。</p> <p>上記地方税法<u>第22条の28第1項</u>の規定により通告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<u>一金</u>	<u>円也</u>	<u>罰金に相当する金額</u>	<u>品名</u>	<u>数量</u>	<u>也 没収に該当する物件</u>	<u>一金</u>	<u>円也</u>	<u>追徴金に相当する金額</u>	<u>二金</u>	<u>円也</u>	<u>書類送達費用</u>	<u>一金</u>	<u>円也</u>	<u>差押物件（記録命令付差押物件）運搬及び保管費用</u>
<u>一金</u>	<u>円也</u>	<u>罰金に相当する金額</u>													
<u>品名</u>	<u>数量</u>	<u>也 没収に該当する物件</u>													
<u>一金</u>	<u>円也</u>	<u>追徴金に相当する金額</u>													
<u>二金</u>	<u>円也</u>	<u>書類送達費用</u>													
<u>一金</u>	<u>円也</u>	<u>差押物件（記録命令付差押物件）運搬及び保管費用</u>													

第112号様式（第48条関係）

<p>通 告 書</p> <p>犯則者</p> <p>本 籍</p> <p><u>住 所</u></p> <p>職 業</p> <p>氏名又は名称</p> <p>生年月日</p>						
<p>地方税法（香川県税条例）違反事件につき、（勤務所）香川県犯則事件調査徴税吏員香川県職員何某の報告に基づいて調査したところによれば何某は 年 月 日何処で何々（犯則事件を詳記する）したものであります。</p> <p>上記の行為は、地方税法（香川県税条例）第 条に違反し同法（同条例）第 条に該当するものでありますから、同法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により処分しなければなりません。</p> <p>よって、次に掲げる金額を、この通知書の送達を受けた日から20日以内に香川県県税事務所に納付することを命じます。</p> <p>証拠物件として差押え（領置）してある何々は通告履行の後還付します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>一金</u></td> <td style="width: 15%;"><u>何 税</u></td> <td style="width: 70%;"><u>罰金（科料）に相当する金額</u></td> </tr> <tr> <td><u>一金</u></td> <td><u>何 税</u></td> <td><u>処分費</u></td> </tr> </table> <p>なお、期限までに納付しないときは、検察官に告発するから念のため申し添えます。</p> <p>上記地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告します。</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<u>一金</u>	<u>何 税</u>	<u>罰金（科料）に相当する金額</u>	<u>一金</u>	<u>何 税</u>	<u>処分費</u>
<u>一金</u>	<u>何 税</u>	<u>罰金（科料）に相当する金額</u>				
<u>一金</u>	<u>何 税</u>	<u>処分費</u>				

備考 年月日の箇所に、香川県県税事務所の印を押印すること。

第113号様式（第48条関係）

<p>告 発 書</p> <p>本 籍</p> <p>住 所</p> <p>職 業</p> <p>氏名又は名称</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者の地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について、次の事由により地方税法第 条の規定により告発します。</p> <p>年 月 日</p> <p>（勤務所）</p> <p>香川県県税事務所長（県税犯則事件調査徴税吏員）</p> <p style="text-align: right;">香川県職員 氏 名[㊟]</p> <p>検察庁検察官殿</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
違反法条項及び 該当法条項	
告 発 の 事 由	
証 拠 物 件	別紙証拠品目録記載のとおり
添 付 書 類	別紙文書目録記載のとおり
参 考 事 項	
犯則事実の概要	

第113号様式（第48条関係）

<p>告 発 書</p> <p>本 籍</p> <p>住 所</p> <p>職 業</p> <p>氏名又は名称</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者の地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について、次の事由により地方税法第 条及び国税犯則取締法第 条第 項の規定により告発します。</p> <p>年 月 日</p> <p>（勤務所）</p> <p>香川県県税事務所長（県税犯則事件調査徴税吏員）</p> <p style="text-align: right;">香川県職員 氏 名[㊟]</p> <p>検察庁検察官殿</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
違反法条項及び 該当法条項	
告 発 の 事 由	
証 拠 物 件	別紙証拠品目録記載のとおり
添 付 書 類	別紙文書目録記載のとおり
参 考 事 項	
犯則事実の概要	

- 備考 1 犯則嫌疑者が法人の場合は、本店所在地並びに代表者の住所及び氏名も記載すること。
- 2 証拠物件は、領置（差押、記録命令付差押）物件中、告発事件の証拠となるものを漏れなく証拠品目録に記載して引き継ぐこと。
- 3 添付書類は、全て文書目録に記載して引き継ぐこと。
- 4 領置（差押、記録命令付差押）物件引継目録書は文書目録の中に含めて記載し、領置（差押、記録命令付差押）物件は同時に引き継ぐこと。
- 5 「参考事項」欄には、共犯関係者等を記載すること。
- 6 「犯則事実の概要」欄には、告発した事案に対し簡単明瞭に、かつ犯則事実を要領よく判断し得るよう記載すること。また、必要により別紙とすること。

(付表 1)

略

- 備考 1 犯則嫌疑者が法人の場合は、本店所在地並びに代表者の住所及び氏名も記載すること。
- 2 証拠物件は、差押（領置）物件中、告発事件の証拠となるものをもれなく証拠品目録に記載して引き継ぐこと。
- 3 添付書類は、すべて文書目録に記載して引き継ぐこと。
- 4 差押（領置）物件引継目録書は文書目録の中に含めて記載し、差押（領置）物件は同時に引き継ぐこと。
- 5 「参考事項」欄には、共犯関係者等を記載すること。
- 6 「犯則事実の概要」欄には、告発した事案に対し簡単明瞭に、しかも犯則事実を要領よく判断し得るよう記載すること。また、必要により別紙とすること。

(付表 1)

文 書 目 録					
番 号	文 書 名	ペ ー ジ 数	作 成 者	被 質 問 者 又 は 者 供 述	摘 要

(付表 2)

証 拠 品 目 録					
番号	品名又は名称	数量又は個数	物件所有者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	物件所有者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	摘要

(付表 3)

領置（差押、記録命令付差押）物件引継目録書						
番号	品名又は名称	数量又は個数	物件所有者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	物件所有者の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称	引継年月日	摘要

(付表 2)

証 拠 品 目 録					
番号	品名又は名称	数量又は個数	被差押人又は差出人住所氏名	所有者住所氏名	摘要

(付表 3)

差押（領置）物件引継目録書						
番号	品名又は名称	数量又は個数	被差押人又は差出人住所氏名	所有者住所氏名	引継年月日	摘要

第114号様式（第48条関係）

領置（差押、記録命令付差押）物件引継通知書

- 一 何々 何 税
- 一 何々 何 税

何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関する上記の領置（差押、記録命令付差押）物件は、 年 月 日事件を 検察庁検察官に告発したため、当該検察官に保管証をもって引き継いだから通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

保管者 様

第114号様式（第48条関係）

差押（領置）物件引継通知書

- 一 何々 何 税
- 一 何々 何 税

何某に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件に関する上記の差押（領置）物件は、 年 月 日事件を 検察庁検察官に告発したため、当該検察官に保管証をもって引き継いだから通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

保管者 様

第115号様式（第48条関係）

通 知 書

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ、犯則の心証を得なかったので、地方税法第22条の31の規定により通知します。

なお、証拠物件の領置（差押え、記録命令付差押え）は、これを解除します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

様

第115号様式（第48条関係）

通 知 書

住 所

職 業

氏名又は名称

生年月日

上記の者に対する地方税法（香川県税条例）違反嫌疑事件について調査したところ犯則の心証を得なかったので、地方税法第 条及び国税犯則取締法第19条により通知します。

なお、証拠物件の差押え（領置）は、これを解除します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

様

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。